

すまいる通信 第8号

相続争いに、財産の多い少ないは関係ありません。相続人同士の話し合いによる遺産分割がまとまらず、家庭裁判所に申し立てられた調停件数は年々増加しております。平成22年に調停が成立した件数を、相続財産の価格で見ると

- ・相続財産1,000万円以下の家庭の割合：約31%
- ・相続財産1,000万円超5,000万円以下の家庭の割合：約43%
- ・相続財産5,000万円超1億円以下の家庭の割合：約13%

となっております。つまり、調停件数全体のうち、相続税がかからない相続財産5,000万円以下の家庭からの申し立て件数の割合が全体の約74%もあるのです。これは、「相続税対策」よりも「分割対策」が重要であることを意味しています。

相続争いを回避する方法のひとつとして、遺言書の作成をおすすめします。

遺言書は元気なうちに作成しておきましょう。遺言書の作成というのは思いのほか大変な作業で、財産の把握をすることから、財産をどのように分けるのかを考え、それを法律のルールにのっとり文書にする、ということをしなければなりません。病気になり肉体的・精神的に弱ってからは、負担を強いられることになるでしょう。

「うちには関係ない」「子供たちが仲良くやっているから」これは親の責任のがれでしかありません。残された家族の幸せのためにも遺言書を作成しておくのが、親の務めであるのです。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続の基本について、わかりやすく説明します。

みなさんと一緒に勉強しましょう。

参加費：無料

○相続編：4月26日（土）

○遺言編：5月10日（土）

時間：10：00～11：30
(9：30受付開始)

場所：川東タウンセンターマロニエ
(小田原市中里273-6)

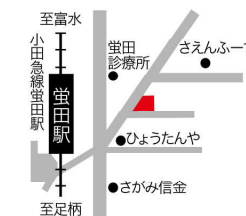
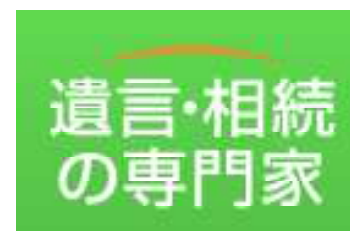
お申し込みは
TEL：0465-39-1900

先着10名様までです。
お気軽にご参加ください。



◆講師プロフィール◆

長尾影正（ながおかげまさ）
住まいる株式会社 代表取締役
行政書士長尾影正事務所 代表
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
ファイナンシャル・プランニング2級
相続アドバイザー協議会 認定会員



住まいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL: 0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>

行政書士 長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail:nagao@yuigon-souzoku.info
<http://www.yuigon-souzoku.info>